

第4章 方法書に対する意見と事業者の見解

1. 方法書についての意見の概要と事業者の見解

方法書について、条例第8条第1項に基づき環境の保全の見地から提出された意見書はなかった。

2. 方法書についての宮城県知事の意見と事業者の見解

方法書について、条例第10条第1項に基づき提出された宮城県知事意見の全文と、当該意見に対する事業者の見解を表4.2-1に示す。

表 4.2-1 (1/4) 方法書についての宮城県知事の意見と事業者の見解

宮城県知事の意見	事業者の見解
1 全般的事項	
<p>(1) 方法書に記載されている事業計画は、誘致企業が確定していないなどの理由から土地利用計画が具体的に記述されていないが、環境影響評価準備書においては、誘致企業の施設計画を基に具体的な記述を行うこと。</p>	<p>方法書では、誘致企業を特定しその求めに応じて土地を造成するいわゆる「オーダーメイド型」の土地区画整理事業としていましたが、状況の変化に伴い、準備書では具体的な企業を想定しないで工業用地（業務用地）を分譲する形で行う一般的な土地区画整理事業に変更しています。</p>
<p>(2) 方法書に記載されている事業計画は熟度が低いため、調査、予測及び評価の手法の根拠が明らかとなっていない部分が多いことから、今後、事業計画を具体化する過程においては、複数案の案出、適切な代替案の可能性の検討なども含め、事業に伴う影響要因の条件に照らして最も適切な手法となるよう必要な見直しを行うこと。</p>	<p>準備書では具体的な企業を想定しないで工業用地（業務用地）を分譲する形で行う一般的な土地区画整理事業に変更しています。そのうえで、調査、予測及び評価の手法については、個別的事項の意見も踏まえ、必要な見直しを行いました。事業計画については、事業者として出来る限りの環境保全措置を検討しながら土地利用計画をはじめとする事業計画の具体化を進めてきました。準備書ではその事業計画を示しています。</p>
<p>(3) 対象事業実施区域は都市近郊の里山であり、温室効果ガス吸収源や景観、野生動植物の生息及び生育地として重要な役割を果たしていることから、その役割を十分に考慮した環境保全措置を立地企業や富谷町などとともに検討すること。</p>	<p>対象事業実施区域の環境特性を考慮し、事業者として出来る限りの環境保全措置を検討しました。土地利用計画においては、対象事業実施区域の丘陵地下部は現地地形を出来るだけ残す計画としており、温室効果ガスの吸収源である樹林を周縁部に残し、景観の保全にも配慮するとともに、現況植生を目指した植栽により緑地及び緑地の連続性の確保を図ることとしています。また、ビオトープの整備や管理、その活用、地域活動との連携等について富谷市に相談しながら検討しています。企業誘致に際しても地域の環境特性や本事業の環境保全措置の内容を提示し、立地企業に対して環境保全への参加を促すこととします。</p>

表 4.2-1 (2/4) 方法書についての宮城県知事の意見と事業者の見解

宮城県知事の意見	事業者の見解
1 全般的事項	
(4)調査、予測及び評価の手法選定の前提となる地域特性の記述が不十分であることから、対象事業実施区域周辺の調査事例の収集を十分行うとともに、収集した資料の出典や発行時期を明示するなど、より具体的な記述に努めること。	対象事業実施区域周辺の既存の調査事例を再調査し、動物については13件、植物については9件の環境影響評価図書等の調査事例を追加しました。その結果から対象事業実施区域の地域特性や分布種について整理しました。また、収集した資料の出典や発行時期を明示しました。
2 個別的事項	
(大気環境)	
(1)大気質の調査及び予測については、立地する企業によって大きく変わることから、事業内容が確定した段階で調査内容や予測条件を再度確認し、必要に応じて調査方法等の見直しを行うこと。	準備書では具体的な企業を想定しないで工業用地（業務用地）を分譲する形で行う一般的な土地区画整理事業に変更しています。なお、現地調査地点については、方法書では対象事業実施区域の南側と北西側の2地点としていましたが、主要地方道仙台三本木線沿いの住居等への影響を考慮し、南側の地点を同道路沿いの対象事業実施区域の南東側に変更しました。
(2)整地工事に伴って、大量の切土及び盛土が発生する計画となっており、大量の土砂を移動することによる砂じんの巻き上げなどが懸念されることから、企業確定後の造成計画の作成に当たっては、粉じん対策などを十分検討するとともに、工事期間中のモニタリングを計画に加えること。	準備書では具体的な企業を想定しないで工業用地（業務用地）を分譲する形で行う一般的な土地区画整理事業に変更しています。造成工事中は、造成面の速やかな転圧、工事用車両等の洗車や散水、必要に応じてシートによる裸地の被覆等の粉じん対策を講じるとともに工事中のモニタリングを実施します。
(騒音・振動)	
騒音の調査及び予測に当たっては、周辺に居住する住民への影響を正確に把握する必要があることから、民家周辺に調査地点を追加するとともに、環境影響を面的に把握すること。また、共同住宅など、高さの異なる建物が新たに建設される可能性があることから、高さもパラメータとして環境影響を把握すること。	騒音、振動の調査地点については、対象実施区域西側を南北に延びる市道穀田線沿いの民家付近に1地点追加しました。建設機械の稼働による影響予測は面的に行い、自動車の走行による影響については高さ方向も考慮して予測しました。
(水環境)	
調整池及び排水路の設計に当たっては、近年の短時間豪雨等の状況も考慮し、濁水被害が生じないよう環境に配慮し、かつ、十分に安全性を持った貯水容量及び排水能力を検討すること。	防災調整池及び排水路の設計に当たっては、宮城県防災調整池設置指導要綱に基づき、30年確率降雨強度（60分継続で77.6mm/時）を想定し、単位流出抑制容量850m ³ /haの仮設沈砂池（丘陵部暫定調整池）と表面排水管を計画しています。また、2箇所の調整池（丘陵部恒久調整池）を先行して整備し、完成後は沈砂池として機能させます。

表 4.2-1 (3/4) 方法書についての宮城県知事の意見と事業者の見解

宮城県知事の意見	事業者の見解
2 個別的事項	
(地形・地質)	
(1) 対象事業実施区域及びその周辺の丘陵地には、日本の地形レッドデータブックなどの文献に挙げられていないという理由から、重要な地形及び地質は存在しないと判断しているが、当該地域については、レッドデータブックに記載のある他の県内の丘陵地と同様、里山として重要な丘陵地と認められることから、独自の調査などを実施した上で、重要性を判断すること。	対象事業実施区域は、日本の地形レッドデータブックに記載のある県内の丘陵地（「太白山の岩頸と周囲の丘陵景観」、「蕃山丘陵の里山景観」）と類似の特徴が認められることから、重要な地形として捉え、環境影響評価項目として選定しました。
(2) 整地工事に伴って大量の切土及び盛土が発生する計画となっており、大規模地震発生時の地盤への影響が懸念されることから、誘致企業確定後の具体的な造成計画の作成に当たっては、切土量及び盛土量の抑制や防災対策を十分に検討すること。	準備書では具体的な企業を想定しないで工業用地（業務用地）を分譲する形で行う一般的な土地区画整理事業に変更しています。造成計画の作成に当たっては、切土量及び盛土量を区域内にてバランスさせ土砂の場外搬出入はない計画としています。また、ボーリング調査等による地質及び土質調査結果に基づき設計、施工上の防災対策を検討しています。
(動物・植物・生態系)	
(1) 事業計画においては、自然環境への配慮の記述内容が不十分であり、環境保全措置の実効性が明らかとなっていないことから、生息及び生育状況の模式図や既存事例などを示した上で、詳細かつ具体的に記述すること。	生態系の模式図による生息及び生育環境の図式化を行い、保全対象種について既存知見を含めて環境保全措置の検討を行いました。その結果、最も適切と判断される環境保全措置の内容、方法及び実施場所を明確に決めました。これらの措置を実践しながら、継続的に状況を確認し、必要に応じて適切な対応を行ってまいります。
(2) 植物の調査、予測及び評価にあたっては、早春植物、湿性植物、北限種及び希少種に加えて、湿性池、ため池及び小河川などの水辺の環境に十分注意しながら、重要な植物種及び植物群落の選定や調査の手法などについて、詳細かつ十分な検討を行い、実施すること。	植物の調査、予測及び評価にあたっては、早春植物の主な生育環境の落葉広葉樹林や低地に分布する湿地について、斜面方位や地形等の様々な立地条件を踏査するように踏査ルートを設定し、早春植物、湿性植物、北限種及び希少種の生育状況を把握するとともに、ため池及び小河川などの水辺の環境に生育する種についても注意して調査を実施しました。植物群落については同様の群落においても広範に分布している群落については複数の調査地点を設定し、調査範囲に成立する植物群落の把握に努めました。
(3) 生態系の調査、予測及び評価に当たっては、湿性地、ため池及び小河川などの水辺に形成された生態系も重要であることから、注目種の選定を検討した上で実施すること。	生態系の調査、予測及び評価に当たっては、湿性地、ため池及び小河川などの水辺の生態系にも着目し、サンショウウオ類及びホトケドジョウを注目種として選定しました。

表 4.2-1(4/4) 方法書についての宮城県知事の意見と事業者の見解

宮城県知事の意見	事業者の見解
2 個別的事項	
(動物・植物・生態系)	
<p>(1)事業計画においては、自然環境への配慮の記述内容が不十分であり、環境保全措置の実効性が明らかとなっていないことから、生息及び生育状況の模式図や既存事例などを示した上で、詳細かつ具体的に記述すること。</p>	<p>生態系の模式図による生息及び生育環境の図式化を行い、保全対象種について既存知見を含めて環境保全措置の検討を行いました。その結果、最も適切と判断される環境保全措置の内容、方法及び実施場所を明確に決めました。これらの措置を実践しながら、継続的に状況を確認し、必要に応じて適切な対応を行ってまいります。</p>
<p>(2)植物の調査、予測及び評価にあたっては、早春植物、湿性植物、北限種及び希少種に加えて、湿性池、ため池及び小河川などの水辺の環境に十分注意しながら、重要な植物種及び植物群落の選定や調査の手法などについて、詳細かつ十分な検討を行い、実施すること。</p>	<p>植物の調査、予測及び評価にあたっては、早春植物の主な生育環境の落葉広葉樹林や低地に分布する湿地について、斜面方位や地形等の様々な立地条件を踏査するように踏査ルートを設定し、早春植物、湿性植物、北限種及び希少種の生育状況を把握するとともに、ため池及び小河川などの水辺の環境に生育する種についても注意して調査を実施しました。植物群落については同様の群落においても広範に分布している群落については複数の調査地点を設定し、調査範囲に成立する植物群落の把握に努めました。</p>
<p>(3)生態系の調査、予測及び評価に当たっては、湿性地、ため池及び小河川などの水辺に形成された生態系も重要であることから、注目種の選定を検討した上で実施すること。</p>	<p>生態系の調査、予測及び評価に当たっては、湿性地、ため池及び小河川などの水辺の生態系にも着目し、サンショウウオ類及びホトケドジョウを注目種として選定しました。</p>
<p>(4)対象事業実施区域は都市近郊の里山であり、野生動植物の重要な生息及び生育地、移動経路及び避難場所となっており、生物多様性基本法の趣旨からも生物の多様性を考慮した総合的な保全が必要である。このことから、緑地計画においては、現地調査の結果を基に、周辺部に緑地を配置するだけでなく、内部の調整池も含めて野生動植物の移動に配慮した機能的なつながりを持った計画とすること。また、造成工事を行う際は、改変区域に生息している動物を造成緑地やため池等に誘導するような工事の工程、内容等を検討すること。</p>	<p>緑地に関する計画については、周辺部に緑地を配置するだけでなく、道路沿いにも緑地帯を設けるほか、調整池周辺を含め、対象事業実施区域内外にビオトープを設置することを検討しています。また、緑化やビオトープの整備においては、現地調査の結果を踏まえ、移動経路の確保等、野生動植物の生息及び生育地の連続性に配慮し、対象事業実施区域の生態系の特徴を代償できるよう設計することを検討しています。</p> <p>造成工事を行う際には、改変区域に生息している動物の改変区域外への移動を促すとともに、直接改変区域の周辺に生息する動物の工事に対する馴化を促すため、伐採や土工工事を一斉には行わず段階的な施工を実施します。</p>